

【高齢者講習等を終了した方の免許更新】

県内にお住まいの方で、

- ・ 有効期間満了日の年齢が70歳以上で高齢者講習を終了された方
- ・ 有効期間満了日の年齢が75歳以上で、
認知機能検査
高齢者講習
運転技能検査（一定の違反歴がある方）
を終了された方



は、次の場所で運転免許証の更新手続きを行うことができます。

■手続場所■

◇ 運転免許センター（全県下の方）

松山市勝岡町 1163 番地 7 (089) 934-0110 又は (089) 978-4141
(受付時間) 平日及び日曜日 午前 8 : 30 ~ 9 : 30
午後 1 : 00 ~ 2 : 00

(受付場所) 1階

(免許交付) 申請受付、適性検査、写真撮影後、即日交付します。

(注) 土曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。

◇ 警察署等（警察署（松山東・松山西・松山南・伊予署を除く。）及び内子・野村・鬼北交番管内の方）

(受付時間) 平日：午前 8 : 30 ~ 11 : 30
午後 1 : 00 ~ 4 : 00

(受付場所) 交通課免許窓口

(免許交付) 申請受付、適性検査、写真撮影後、即日交付します。

(注) 土・日曜日、祝休日、年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。

■手続に必要なもの■

- (1) 運転免許証
- (2) 手数料（2,500円）
- (3) **高齢者講習終了証明書又は運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書（有効期間満了日の年齢が70歳以上の方）**
- (4) **認知機能検査結果通知書又は認定認知機能検査等結果通知書（有効期間満了日の年齢が75歳以上の方）**
- (5) **運転技能検査結果証明書又は認定運転技能検査受検結果証明書（有効期間満了日の年齢が75歳以上の方で一定の違反がある方）**

※ (3) から (5) は、免許更新手続きを行う日までに必ず取得しておいてください。

(注) 住所変更等がある場合は、記載事項変更手続きに必要なものを持参してください。

詳しくは、



[運転免許証の記載事項変更の手続き（本籍・住所・氏名の変更をされる方の手続き）](#)

を参照してください。